

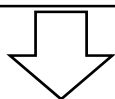
障がい者(児)日常生活用具給付の流れ

① 日常生活用具給付申請書の提出【申請者】

～申請時における持参物～

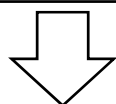
- 障害者手帳
- 印鑑
- マイナンバーが分かるもの
- 希望する商品がわかるカタログ等

※提出先 本庁社会福祉課または各支所地域振興課



② 業者へ見積書の提出依頼【市役所】

申請時に受付した商品について、市役所から希望の業者へ見積書の提出を依頼します。

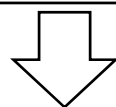


③ 給付の決定【市役所】

業者からの見積書により、給付決定を行います。

給付決定後、申請者に「日常生活用具給付決定通知書」を送付します。

業者には、日常生活用具給付券を送付します。



④ 納品と自己負担額の支払い【申請者及び業者】

商品は、業者からの納品となります。申請者は、給付券と請求書兼委任状に署名・押印等をお願いします。

自己負担が発生した場合は、直接業者にお支払いください。

—留意事項—

- ・申請前に購入された商品は対象になりません。
- ・給付希望月の前月か当月中旬までには、申請いただきますようお願いいたします。
- ・申請されてから給付までに通常 10 日～2 週間程度かかりますので、余裕をもって申請してください。
- ・原則として、支給される用具にかかる費用の 1 割が自己負担となります。ただし、世帯の市民税の課税状況により 1 割負担が免除となる場合があります。



【お問い合わせ先】

大洲市役所 社会福祉課 障がい福祉係

TEL : 0893-24-1758 (直通)

FAX : 0893-24-0961